



入浴用いすのSG基準 (公開用)

入浴用いすの専門部会 委員名簿

(50 音順)

	氏名	所属
部会長	田中 繁	株式会社福祉用具総合評価センター
委員	青山 智行	アロン化成株式会社
	石黒 大一郎	株式会社マキテック
	蛸谷 勝司	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	大山 啓	フランスベッド株式会社
	奥野 祐一	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	金澤 康夫	イオン株式会社
	木村 郁子	主婦連合会
	佐々木 靖	日本生活協同組合連合会
	鈴木 英人	株式会社コメリ
	高野倉 雅人	神奈川大学 工学部
	野中 重信	パナソニックエイジフリー株式会社
	橋本 義治	株式会社島製作所
	長谷川 聡	株式会社幸和製作所
	板東 哲郎	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	布施 智史	一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター
	保阪 栄喜	株式会社イトーヨーカ堂
	前田 正明	株式会社竹虎
	丸山 智生	一般財団法人ポークン品質評価機構
	宮森 章広	独立行政法人国民生活センター
	山下 進	小山工業高等専門学校
	吉井 智晴	公益社団法人日本理学療法士協会
関係者	経済産業省商務情報政策局 製品安全課 経済産業省商務政策局 ヘルスケア課 医療・福祉機器産業室 厚生労働省老健局 高齢者支援課 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 自立支援振興室	
事務局	一般財団法人製品安全協会	

入浴用いすのSG基準

SG Standard for Shower chairs

1.基準の目的

この基準は、入浴用いすの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2.適用範囲

この基準は、姿勢保持が可能な人が、浴室の中で身体を洗ったり又はシャワーを使用したりするときに用いる入浴用いす（以下「入浴用いす」という。）について適用する。ただし、浴室内で使用するいす及びキャスタなどの移動機能をもついすは除く。

3.安全性品質

入浴用いすの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1.外観及び構造	<p>1.入浴用いすの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1)仕上げは良好で、使用時に身体に触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、バリ等がなく、かつ、外部に現れるボルト・ナットなどの先端は著しく突き出していないこと。</p> <p>(2)各部の接合、組み立て等は良好で、緩み、がた、変形等がないこと。</p> <p>(3)各部の高さ調節機構を有するものにあつては、高さ調節が容易で、使用中容易に緩まない構造であること。</p>	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>

項目	基準	基準確認方法
2.安定性	<p>(4)折り畳み機構は、操作は容易で、使用中に容易に外れたり、折り畳まれたりしない構造であること。</p> <p>(5)背もたれとひじ掛けを有するものにおいて、隙間にけい（頸）部が引き込まれない構造であること。</p> <p>2.入浴用いすの安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1)前方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>(4)操作等により確認すること。</p> <p>(5)背もたれとひじ掛けとの隙間に、直径 50mm の円柱を 50N の力を加えて入り込まないことを確認すること。</p> <p>次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 図 2 に示すように、水平で平坦な床面に設置し前脚部をストッパに当て、座面の中央前縁から 50mm の位置にあて板を用いて質量 60kg の重りを載せる。次に重りを載せた位置に、60N の水平力を前方に加える確認すること。</p> <p>なお、高さ調節機構を有するものは最も転倒しやすい位置で行うこととし、以下安定性の試験条件は同様とする。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(4)後方安定性試験（背もたれがない場合）を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(5)後方安定性試験（背もたれがある場合）を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>(4) 図 5 に示すように、水平で平坦な床面に設置し、後脚部をストッパに当て、座面の中央後縁から 50 mm 前方の位置に、あて板を用いて質量 60kg の重りを載せる。次に重りを載せた位置に、60N の水平力 F を後方向に加え確認すること。</p> <p>(5) 図 6 に示すように、水平で平坦な床面に設置し、後脚部をストッパに当て、座面の中央後縁から 175mm 前方の位置に、質量 60kg の重りを載せる。次に背もたれ上端に 140N の水平力 F を後方向に加える。</p>

項目	基準	基準確認方法
3.鉛直力安定性	<p>3.入浴用いすの鉛直力安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1)ひじ掛け又はにぎり有しているものにあつては、ひじ掛け又はにぎりの鉛直力安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(2)背もたれ有しているものにあつては、背もたれの鉛直力安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1)図7に示すように、水平で平坦な床面に設置し、片側のひじ掛け又はにぎりの長さの中央部に質量 50kg の重りを載せ確認すること。</p> <p>なお、高さ調節機構を有するものは最も転倒しやすい位置で行うこととし、以下、鉛直力安定性の試験条件は同様とする。</p> <p>(2)図8に示すように、水平で平坦な床面に設置し、背もたれ上端の中央部に質量 50kg の重りを載せ(吊し)確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
4. 強度	<p>4. 入浴用いすの強度は次のとおりとする。</p> <p>(1)座面の強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(2)背もたれを有しているものにおいては、背もたれの強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>図 9 に示す方法により確認すること。</p> <p>1) 図 9 に示すように座面の中央後縁から 175mm 前方の位置において板を用いて、1300N の鉛直力 F を繰り返し 10 回加え確認すること。</p> <p>なお、力は少なくとも各回 10 秒間維持すること。また、高さ調節機能を有するものは、最大高さで行うこと。以下、強度の試験条件は同様とする。</p> <p>2) 図 10 に示すように、背もたれ最上部から 100mm 下の位置若しくは最も負荷のかかると想定される位置に 560N の力 F を背もたれに垂直になるように後方に繰り返し 10 回加え確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(3)ひじ掛けを有しているものにあつては、ひじ掛けの水平強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(4)ひじ掛けを有しているものにあつては、ひじ掛けの鉛直強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>(3)図 1-1 に示すようひじ掛けの最も不利な位置に、300N の水平力 F をひじ掛けの内側から外側に繰り返し 10 回加え確認すること。</p> <p>(4)図 1-2 に示すようひじ掛けの最も不利な位置にあつては、700N の鉛直力 F を繰り返し 10 回加え確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
5.耐久性	<p>5.入浴用いすの耐久性は次のとおりとする。</p> <p>(1)座面の耐久性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(2)背もたれを有しているものにあつては、背もたれの耐久性試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>図 1-3 に示す方法により確認すること。</p> <p>(1)図 1-3 に示すように、座面の中央後縁から 175mm 前方の位置にあて板を用いて 950N の鉛直力 F を繰り返し 12,500 回加え確認すること。</p> <p>高さ調節機構を有するものは最大高さで行うこととし、力は毎分 40 サイクルを超えない速度で加える。なお、耐久性試験の確認は試験成績書により確認する。</p> <p>以下、耐久性の試験条件及び確認は同様とする。</p> <p>(2)図 1-4 に示すように、背もたれの最上部から 100mm 下の位置若しくは最も負荷のかかる位置に、背もたれに垂直になるように 330N の力 F を繰り返し 12,500 回加え確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
6.耐落下衝撃	6.入浴用いすは耐落下衝撃試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	<p>6. 図 1-5 に示すように、1つの脚部に対して、その脚部と対角線上反対側にある脚を結ぶ直線が水平に対し約 10°の角度になるように傾け、残りの両脚を結ぶ直線が水平になるように支える。</p> <p>次に高さ 200mm から、前脚の 1 つを 10 回、後脚部の 1 つを 10 回床面に落下させ確認すること。なお、高さ調節機構を有するものは最大高さで行い、床面は剛性の高い床面上に厚さ約 2mm のテストラバーを敷いたものとする。</p>
7.滑り抵抗	7.入浴用いすは湿潤面の滑り抵抗試験を行ったとき、移動しないこと。	<p>7. 図 1-6 に示すように、水平で平坦な表面を持つ厚さ 2mm 以上のステンレス鋼板上に、水溶液(※1)を均一に塗布する。</p> <p>次に、入浴用いすを置き、座面中央に質量 60kg の重りを載せ、左右の後脚下端部を後方に 150N の水平力を加え、移動しないことを確認する。</p> <p>※1 精製水に質量濃度 0.5% のラウリル硫酸ナトリウム (SLS) を用いる。</p>

項目	基準	基準確認方法
8.材料	<p>8.入浴用いすの材料は以下のとおり</p> <p>(1)耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p> <p>(2)高さ調節機構に金属製のばねを用いているものにあつては、ばねの材質はステンレス鋼製であること若しくは、塩水噴霧試験を行った時にさびを生じないものであること。</p>	<p>■</p> <p>■</p> <p>(1) 目視、触感等で確認すること</p> <p>■</p> <p>(2) 次について、証明書等で確認すること</p> <p>■</p> <p>ステンレス鋼製については、日本工業規格 G4305(2013年)ステンレス鋼線材、G4313(2011年)ばね用ステンレス鋼帯又は G4314(2013年)ばね用ステンレス鋼線に規定するもの若しくはこれと同等以上の品質を有するものであること。</p> <p>■</p> <p>塩水噴霧試験については、日本工業規格 Z237(2000年)塩水噴霧試験方法により48時間試験を行うこと。</p> <p>■</p>

項目	基準	基準確認方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の身体状況により安定性が確保出来ない場合は、介助者が付き添うこと。 ・購入する際は、購入先や専門家などに、適切な選択やフィッティングの相談をすることが望ましい。 ・転倒の恐れがあるので、背もたれやひじ掛けにつかまって立ったり座ったりしないこと。 ・石けん水やシャンプーなどで座面や床と接する部分が滑りやすくなるので、注意する旨。 ・人が乗った状態で移動させないこと。 ・踏み台代わりに使用しないこと。 ・浴そう内（お湯の中）で使用しないこと。 ・薬剤を使用しての殺菌消毒や、温泉水等での使用は注意すること。パイプが腐食し破損する恐れがあります。 ・最大使用者体重を守ること。 <p>(7) S G マーク制度は、入浴用いすの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(8) 諸元表(各部の寸法、質量、材料、耐熱温度等)</p> <p>(9) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号</p>	